

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私が20歳になった時に市役所から国民年金加入の通知があり、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は自治会の集金により世帯単位で親が納付していた。申立期間の国民年金保険料が、同居の両親と実兄は納付した記録になっているのに、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立人の国民年金保険料を納付したとする両親についても、国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料を完納しており、申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、i) 申立人の申立期間前後に係る国民年金保険料は現年度納付されていること、ii) 申立人と同居していた実兄の申立期間に係る国民年金保険料についても納付済みとなっていることがそれぞれ確認できることから、両親の納付意識の高さを踏まえると、あえて申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの期間及び8年2月並びに同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から同年3月まで
② 平成8年2月及び同年3月

私は、国民年金に加入して以降、主人の保険料と一緒に納めてきた。主人が60歳到達後も、私の国民年金保険料は金融機関で納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び2か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和42年6月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫についても、国民年金制度発足時より国民年金に加入し、60歳到達時（端数月を除く）まで国民年金保険料を完納しているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録によると、申立期間前後の国民年金保険料はいずれも現年度納付されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、あえて申立期間の国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和60年4月から62年9月まで

申立期間①の国民年金保険料は、夫婦二人分を町内の方が毎月集金に来てくれていた。

申立期間②及び③の国民年金保険料は、私が直接、銀行で夫婦二人分を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料についても納付されていたと考えるのが自然である。

2 申立期間①及び③については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は地区の納付組合で納付した旨を主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間①当時は国民年金の未加入期間であり、申立人は現年度納付できなかった上、44年3月時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を過年度納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、A市の申立人に係る国民年金被保険者

名簿から、申立期間③前後の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 10 月から平成元年 8 月までの期間を過年度納付していることが確認できることから、申立期間③について現年度納付した事情はうかがえない上、申立期間③直後の 62 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料が平成 2 年 1 月に過年度納付されていることを踏まえると、この時点では、申立期間③は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ申立人のA社における資格喪失日は20年9月12日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月は50円及び同年11月から20年8月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月12日まで

私は、旧制中学を卒業し、昭和19年1月に同級生6人とともにA社に入社し勤務した。同時入社の際には厚生年金保険の加入記録があるのに、私に無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び申立人と同時期にA社に入社したとする元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険庁においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は確認できないものの、厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名及び申立人と同時入社したとする6人が申立人と連番で払い出されていることがそれぞれ確認できる上、当該手帳記号番号は、事業所番号等索引簿に「A社 自* 至*」と記載されている手帳記号番号に該当することから、申立人が、適用事業所である当該事業所に勤務したときに新規に払い出された手帳記号番号に相違ないものと判断できる。

なお、B県公文書館の資料によれば、昭和23年2月9日にB県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば「書類の半分は持ち出したが重要な厚

生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とC課が述べていることが確認できる。ところ、B県の元担当職員は「B県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、全喪事業所もあったので完全に修復できたか否かは不明である。」旨を証言している。

さらに、申立人と一緒に勤務したとする元同僚は「申立人とは一緒に勤務し、入隊もほぼ同じころだったと思うが、私は、戦後復員し、会社から雇用契約の終了通知が来た。」と証言しているところ、B県D課が発行する証明書から、申立人は昭和20年6月15日に陸軍に入隊し、同年9月12日に帰休除隊したことが確認できるが、申立人の当該期間における厚生年金保険加入記録は確認できない。

しかしながら、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までの被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ(厚生年金保険手帳記号番号払出簿に昭和19年6月1日と記載されているところ、当該届出は昭和19年法律改正による準備期間に基づくものであったと認められることから、同年10月1日を適用年月日とするのが妥当である。)かつ、申立人のA社における資格喪失日は20年9月12日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同時期入社、同職種の元同僚の被保険者台帳の記録から、昭和19年10月は50円及び同年11月から20年8月までは70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年10月21日に、資格喪失日に係る記録を23年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月21日から23年1月1日まで

私は、昭和22年4月1日にA社に入社し、58年5月31日に定年退職するまで一度も退職することなく勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月から58年5月までA社（現在、C社）に継続して勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、同社において、22年10月21日付けで被保険者資格を喪失し、23年1月1日付けで再取得していることが確認でき、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が所持するA社及び同社B支店の辞令、同社が保管する申立人の社員カード及び在籍証明書並びに雇用保険の加入記録から、申立人が昭和22年4月から58年5月まで同社に継続して勤務し、申立期間当時はA社B支店に在籍していたことが認められる。

また、C社に照会した結果、「当時の関連資料が無く不明であるが、昭和46年9月30日に当時の本店が厚生年金保険の一括適用事業所になるまでは、A社の各支店で社会保険事務の処理を行っており、申立期間については、B支店が事務処理を行い、給与支払及び保険料控除をしていたものと思われる。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後に係る社会保険事務所の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は関連書類が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 22 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和37年6月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月7日から38年1月10日まで

私はA社B営業所に勤務していたが、A社C工場に転勤したころの申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及び申立人と同職種の元同僚等の証言並びにA社が保管する労働者名簿から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（同社B営業所から同社本社に異動）していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同職種でかつA社B営業所から同社本社に異動歴のある元同僚については厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できることから、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後に係る社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 7 日から 47 年 9 月 1 日まで

私は、A社に2度勤務し、1度目は同社から精算するように言われ脱退手当金を受給したが、2度目は「脱退手当金を受給しない。」とはっきり言ったことを覚えている。

足が悪く、将来働けるかわからなかったので、将来のことを考えて受給しなかった。絶対に受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所を退職する際に脱退手当金受給についての意思確認をされ、将来のことを考え脱退手当金を受給しない旨をはっきり事業所に伝えたところ、申立人の友人は、「申立人が申立事業所を退職直後に就職活動しており、脱退手当金の請求については聞いていない。」と証言していることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を昭和 47 年 9 月 1 日に資格喪失し、同月 26 日に脱退手当金が支給決定されているところ、同年 10 月には同年 9 月 1 日を国民年金の資格取得日として国民年金に加入し、現年度納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思を有していたことがうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分厚生年金 事案 384

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録は、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が24万円となっているが、A基金の加入員記録では、30万円となっており相違しているので当該記録の相違について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、B社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、24万円とされているものの、同社が加入するA基金（以下、「基金」という。）の加入員記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されていることが確認できる。

また、基金及び社会保険事務所は、算定基礎届について複写式であった旨を述べているところ、基金には平成元年10月の算定基礎届は保管されているものの、元年8月から改定されたこととなっている月額変更届は確認できない上、社会保険事務所には、当時の算定基礎届及び月額変更届は保管されていない。

一方、基金が保管する算定基礎届には、社会保険事務所の「調査受付」の押印が確認できることから、社会保険事務所において調査が行われたことが確認できる。

また、社会保険事務局に調査における月額変更届の一般的な事務処理方法を照会したところ、「算定基礎届の受付は、面談受理方式により行い、届書において、固定的賃金の変動があり、報酬月額が2等級以上変動している場合は、備考欄に「8月月変」の記載をして算定基礎届を月額変更届に代用する処理を行う。」との見解を示しているが、申立人の算定基礎届の備考欄には、「8月月変」の記載は確認できない。

さらに、B社が保管する賃金台帳から、申立人の固定的賃金の変動はうかが

われず、月額変更の要件を満たしていなかったことが確認できることから、平成元年8月に改定と記録されている月額変更は実態に即したものではなかったことが認められる。

加えて、これらのことについて社会保険事務所に照会したところ、「当時の資料が無く詳細は不明である。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成元年8月に標準報酬月額を24万円に月額変更した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月4日から27年4月22日まで
A社B工場の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した覚えはない。
脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和28年12月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和28年5月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分国民年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの期間及び47年4月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から47年3月まで
② 昭和47年4月から50年6月まで

昭和47年4月ごろ、実母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間①については、私がさかのぼって国民年金保険料を一括納付し、申立期間②については、実母が町内会（納付組織）で保険料を納付してくれていた記憶があるので、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間①の国民年金保険料を過年度納付した旨を主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日によると、申立人の国民年金手帳記号番号は大学卒業後の昭和47年4月1日を資格取得日（強制加入）として52年8月に払い出されていることが確認でき、申立期間①は大学在学期間であることによる国民年金の任意未加入期間と推認されることから、申立人が主張するさかのぼっての保険料の一括納付はできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人の実母が納付組織で国民年金保険料を納付していた旨を主張しているところ、申立人の実母が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の実母は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険庁の特殊台帳から、申立人は国民年金加入後の昭和52年

8月と同年12月の2回にわたり、その時点で過年度納付が可能な期間（昭和50年7月から52年3月まで）について保険料を納付していることが確認でき、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間であったと推認される上、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が昭和52年8月に国民年金の加入手続を行った際に、大学卒業後の47年4月にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から保険料を納付していたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 623

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
私は申立期間当時、A市に住み、美容室で働いていた。中年の女性が集金に来て、半年分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、i) B町の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から、申立期間当初の昭和42年10月3日に国民年金の資格を喪失し、44年4月に国民年金の資格を再取得していること、ii) 申立人は、申立期間を含むA市居住時に、国民年金への加入手続をした記憶は無いと主張していることから、申立期間を含む42年10月から44年3月までは国民年金の未加入期間であったことが推認でき、申立人が主張するA市での国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人には、B町で昭和44年4月に国民年金の資格を再取得した際に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該国民年金手帳記号番号での納付記録は、41年11月の国民年金への新規加入当初に払い出されていた国民年金手帳記号番号に転記及び統合（昭和46年10月以降）されていることが確認できるものの、申立期間当時、A市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月ごろから 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 24 年ごろから父親が経営していたA社に入社し、25 年 1 月に同社はB社になり、私は取締役になった。そのころから厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及びB社の商業登記簿謄本から、申立人が昭和 25 年 1 月から同社の取締役（昭和 29 年 12 月からは代表取締役）として勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 33 年 7 月 1 日と記載されていることが確認でき、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、商業登記簿謄本から確認できる申立期間当時の同社の代表取締役及び取締役は、いずれも申立期間における氏名を確認することができない上、社会保険事務を行っていたとする者に聴取しても、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していた旨の証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。